

2018年11月30日

企業会計基準委員会 様

一般社団法人 全国労働金庫協会

**金融商品会計に関する会計基準の改正についての意見**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本年8月30日に貴委員会から公表された掲題意見の募集につきまして、下記のとおり意見を提出させていただきます。

今後の審議においてご配慮いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

**質問1 (回答者の属性)**

お寄せいただくご意見を今後の当委員会の基準開発の着手の検討において適切に踏まえるために、以下の質問についてご回答いただくにあたっては、どのような立場（財務諸表利用者、財務諸表作成者、監査人等の会計職業専門家、研究者等の学識経験者、その他）に基づくものかをご記載ください。

(団体名)

一般社団法人全国労働金庫協会

(事業目的)

労働金庫は労働金庫法（昭和28年法律第227号）に基づき設立された協同組織（協同組合形式をとる組織）金融機関です。私ども一般社団法人全国労働金庫協会は同法第89条の2に基づき設立された一般社団法人であり、労働金庫の業務の健全かつ適切な運営に資するため、労働金庫の指導及び連絡に関する事務を事業目的としています。

(本意見における立場)

労働金庫は財務諸表作成者です。私どもは財務諸表作成者である労働金庫を代表して意見を提出するものです。

(労働金庫の事業および労働金庫の会計に関して)

- (1) 労働金庫は日本国内でのみ事業を行っており、労働金庫の会員（労働金庫の出資者）となる資格を有するのは当該労働金庫の地区内に住所を有する労働組合等とされています（労働金庫法第11条）。
- (2) 会計処理に関しては、①労働金庫法第59条の2第1項「金庫の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。」と定められており、②労働金庫法第41条の2において会計士による法定監査が義務づけられています。
- (3) 労働金庫の会計と貴委員会の会計基準との関係ですが、上記(2)①との関係では貴委員会の会計基準と労働金庫法との整合性等が問題となるような場合は、労働金庫法施行規則等において会計基準の例外となる規定が措置されます。上記(2)②との関係

では、会計士による法定監査である以上は貴委員会の会計基準は「公正な会計の慣行」の中核となるため、したがって、法令上の明文規定がないかぎり、当該会計基準と異なる取扱いが監査において適正と認められることは（重要性がない場合等を除いては）ありません。

質問 2（金融商品会計基準の改正の意義（第 7 項））

当委員会は、金融商品に関する会計基準の開発に着手することは、我が国の会計基準を高品質なものとするにつながり得ると考えており、また、金融危機時以降に改正された国際的な会計基準との整合性を図ることになり、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させることに寄与し得ると考えています。これらの点（我が国の会計基準を高品質なものとする事及び財務諸表の比較可能性を向上させること）について、ご意見があればお寄せください。

（意見）

今回の金融商品会計基準の改正は、貴委員会の「中期運営方針」（平成 28 年 8 月 12 日）に示された「我が国の上場企業等で用いられる会計基準の質の向上を図るため」であり、「会計基準は金融資本市場の重要なインフラであり、投資家の意思決定に資する有用な財務情報を提供する」、「日本基準と国際的な会計基準との間の整合性を図ることにより、財務情報の比較可能性を高める」ことが必要との認識に基づくものと理解しております。

しかし、現状、我が国では現行の金融商品会計基準が導入後 20 年を経過して定着・機能しています。

また、国際的な会計基準である IFRS 基準に関しては、この間、任意適用が認められるようになっており、日本国内だけでなく国際的に活動する企業や様々な市場からの資本調達を志向する企業が、自らの経営判断により選択し順次適用を開始しています。これにより、投資家の意思決定に資する有用な財務諸表の提供についてはすでに枠組みができており、目的も達成されていると認識しております。

上記の現状認識を踏まえ、以下のような点から、私どもとしては貴委員会が金融商品会計基準の改正に着手することには反対します。

(1) 財務諸表作成者である労働金庫に資するものでなく、財務諸表利用者である労働金庫への出資者にも資するものではない。

① 財務諸表作成者である労働金庫に資するものではない。

- ・労働金庫は非営利原則（出資者への配当を目的としない）、会員に対する直接奉仕の原則（事業を通じて会員に奉仕）に基づき設立・運営されている。また、労働金庫への出資（出資証券）は株式と異なり、時価により取引されることはない。よって、第三者が労働金庫へ投資することは現実には起こりえない。
- ・また、労働金庫の事業範囲は日本国内のみに限られており、国際的な財務諸表の比較可能性が求められることもない。

- ・これらのことから、今回の金融商品会計基準の改正の必要性、メリットである「投資家の意思決定に資する有用な財務情報を提供する」「日本基準と国際的な会計基準との間の整合性を図ることにより、財務情報の比較可能性を高める」は、労働金庫に該当しない。したがって、本改正は財務諸表作成者である労働金庫に資するものとはならない。

② 財務諸表利用者である労働金庫への出資者に資するものではない。

- ・労働金庫への出資者である労働組合等が労働金庫の財務諸表を利用する目的は、自らの出資が労働金庫の事業運営に適切に使用されているのかを確認するためであり、投資家のように投資先を選定するためではない。
- ・今回の改正に従い作成される財務諸表は、国際基準による企業価値計測を表すものと言え、大きく様変わりしたものとなる。投資家でもなく、国際的な財務諸表の比較という必要性をもたない労働金庫の出資者にとっては、その利用目的に適うものではないし、むしろ時系列比較の観点からの理解を妨げるものとなりかねない。
- ・よって、本改正は財務諸表利用者である労働金庫への出資者にも資するものではない。

(2) 今回の改正適用は、労働金庫にとって財務諸表作成にとどまらない重大な経営課題を生じさせる。

- ・貸出金、有価証券等の債権に対する分類・測定、金融資産の減損への対応等は、勘定系、証券管理、リスク管理等の大規模なシステム修正や事務プロセスの変更、高い専門性を有する人材の確保（育成、雇用）を必要とし、膨大な初期コスト・継続的コストや大きな事務負荷の発生が想定される。
- ・特に、金融資産の減損への対応は、現行の信用リスク管理の考え方を大きく変更するものである。予想信用損失の算定や財務諸表利用者の理解に資する情報提供等への対応は、大きな事務負荷をもたらすシステム構築のコストを増大させる。

(3) 意見募集にあたっては、改正会計基準の適用範囲の考え方を明らかにすべきであり、適用範囲については、協同組合等や中小企業については除外すべきである。

- ・今回の意見募集においては国際的な会計基準として IFRS あるいは米国会計基準との整合性を仮定した意見項目（質問 4）が設けられている。一般的には、その項目に意見を提出する場合には日本基準、IFRS および米国会計基準のそれぞれの取扱いを理解し、各取扱いを比較して意見が形成されることとなる。このために「別紙 IFRS 及び米国会計基準について識別している適用上の課題」も公表されており、個々の取扱いに関して、実務的な観点から対応可・不可の意見を提出することは金融商品の実務家であれば可能と思われる。
- ・しかし、金融商品会計基準は、日本基準、IFRS、米国会計基準それぞれの会計基準全体の中の一部であり、それぞれの会計基準全体の中で整合性（あるいは体系化）

が図られているものである。したがって、たとえば、貴委員会の方針に対して幅広い射程をもった意見を提出するためには、日本基準、IFRS および米国会計基準への理論的・実務的理解、さらには IFRS であれば概念フレームワークのような会計基準の根幹となる諸概念への理解が必要となる。このような理解は、事実上、すでに IFRS あるいは米国会計基準を適用している、若しくは自らの経営判断により適用を志向する財務諸表作成者・利用者のみが有するものではないかと考える。

- ・ IFRS あるいは米国会計基準の適用の必要性もなく、志向もしない財務諸表作成者・利用者が現行の日本基準との比較において意見を提出することには上記のような困難さ、限界がある。
- ・したがって、今回の意見募集にあたっては、改正会計基準の適用範囲の考え方（上場企業等のみか等）を明らかにすべきであったと考える。
- ・そして、適用範囲については、投資家の投資対象でもなく、財務諸表の国際比較性の必要も想定されない協同組合等（労働金庫のような協同組織金融機関を含む）や中小企業については除外すべきと考える。

### 質問 3（プロジェクトにおいて検討する範囲（第 8 項から第 11 項））

当委員会は、今回のプロジェクトにおいて検討する範囲として、「金融商品の分類及び測定」、「金融資産の減損」及び「ヘッジ会計」の 3 つの分野を念頭に置いています。この 3 つの分野に対して、どのように優先順位をつけるかについて、ご意見があればお寄せください。

---

（意見案）

### 質問 4（その他の関連する事項（第 13 項から第 15 項））

会計基準の開発に着手した場合にその開発過程で検討されることとなる次の事項を、その他の関連する事項として参考までに示しています。当該事項について、現時点でご意見があればお寄せください。

- (1) 仮に国際的な整合性を図る場合、優先的に IFRS と整合性を図るか、または米国会計基準についても検討対象とするか。
- (2) 国際的な会計基準との整合性を図る程度について、国際的な会計基準の規定を基本的にそのまま取り入れるものとするか、又は会計基準に準拠することにより得られる財務情報が投資家の観点で国際的な会計基準と大きく異なる程度とするか。
- (3) 連結財務諸表と個別財務諸表において異なる会計処理を定める必要性があるか。

---

（意見案）

- (3) 連結財務諸表と個別財務諸表において異なる会計処理を定める必要性について。
  - ・連結か個別かという観点ではなく、金融資本市場での比較可能性と、そもそも比較の対象となる会社等であるのか（比較対象としての有用性）という観点で検討すべきである。

質問 5（識別された論点及び適用上の課題（各分野における主要な論点（第 18 項）を含む。））

---

当委員会は、本意見募集文書において特にご意見を頂きたい点として、各分野における主要な論点を示したうえで、「別紙 IFRS 及び米国会計基準について識別している適用上の課題」のⅠ.からⅢ.に記載のとおり、仮に IFRS 第 9 号または米国会計基準の内容を一定の項目に区分し、我が国の金融商品に関する会計基準として導入した場合の論点を識別したうえで、適用上の課題を分析しています。

「金融商品の分類及び測定」、「金融資産の減損」、「ヘッジ会計」の 3 つの分野において記載した 11 項目及び適用上の課題の分析の内容について、たとえば、次の観点から、ご意見があればお寄せください。

- (1) 各々の項目の「予備的に識別した適用上の課題」に記載されている内容は適切か。
- (2) 当該項目について、記載されている課題以外に適用上の課題として検討が必要と考えられるものはあるか。
- (3) 各々の項目（特に「各分野における主要な論点」に関連する項目）について、他にコメントはあるか。
- (4) 11 項目において記載されていない適用上の課題を識別しているか。その課題は何か。

また、今回のプロジェクトにおいて検討する範囲として、11 項目について優先順位をつけるか否か、あるいは、検討するにあたって金融商品の種類（たとえば、株式、債券、貸付金、借入金等）ごとに優先順位をつけるか否かについて、ご意見があればお寄せください。

---

（意見案）

有価証券運用に関連する適用上の課題について。

- ・ 現行、有価証券については、中長期的な視点による債券運用中心とした一部非円金利資産への分散投資による運用を行い、持続的安定収益の確保を図っている。「売買目的」での保有はなく、「その他の有価証券」中心の保有となっている。
- ・ 投資信託等が FVPL 測定（含み損益が每期損益計算書に反映される）資産となることや外貨建債券等の為替部分の評価が原則純損益評価認識になることは、「売買目的」保有と同様となり、毎期の損益に大きな変動を与え、運用方針の再検討を余儀なくさせる。
- ・ この課題は、運用規模の大きさから、業態系統金融機関である労働金庫連合会にとって特に重大となる。有価証券運用による持続的な安定収益の確保と労働金庫への安定的な成果還元を経営方針とする労働金庫連合会においては、マイナス金利環境下における経営スタンスの根幹を揺るがしかねない。相互支援制度を中心とした業態セーフティネットの運営に支障をきたすなど系統金融機能の不安定化から業態全体への影響が懸念される。

質問 6 （開示）

「別紙 IFRS 及び米国会計基準について識別している適用上の課題」の「Ⅳ. 開示（表示及び注記事項）」では、IFRS に定められている表示及び注記事項を示しています。

---

表示及び注記事項は、採用する会計処理と関連するため、個々の会計処理を検討した後で検討することになると考えていますが、現時点でご意見があればお寄せください。

---

(意見案)

質問7 (その他)

その他、当委員会による我が国における金融商品に関する会計基準に対する取組みに関して、ご意見があればお寄せください。

---

(意見案)

以上